

意見書

意見書とは、地方自治法第99条に基づき、市の公益に関することについて、国会や関係行政庁に対し、議会の意見をまとめて提出する文書のことです。

今定例会には4件の意見書が提出され、次の2件を可決、内閣総理大臣等へ送付しました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（全文）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにはない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年

度地方財政対策及び地方税制改正に向け、左記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることにから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、

有効性・緊急性を厳格に判断すること。
5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

子どもたちの学び、心身のケア、安心安全な教育環境を保障するために少人数学級の実施を求める意見書（一部抜粋）

新型コロナウイルス感染から、子どもと教職員の健康と命をいかに守っていくかは重要な課題である。

感染症対策のために教員増が必要である。全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体は、萩生田光一文科科学大臣に少人数学級を求める緊急提言を提出。「現在の40人学級では感染症予防のため児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」だとして、「少人数編成を可能とする教員の確保」を求めている。さ

らに、「今後予想される感染症の再拡大時においても子どもの学びを保障し」「学校休業等の緊急時においてもオンライン学習ができる環境を充実させ、最適な学びを実現する」ために、「少人数によるきめ細やかな指導体制が必要である」として、教員の確保やICT教育人材の配置、財政措置の拡充などを強く要望している。

政府の「骨太方針2020」も「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」について「関係者間で丁寧検討すること」を求め、来年度予算編成にかかわる重要な局面となっている。

よって政府は、子どもたちを感染から守り、仲間との共同の学びと豊かな学校生活を送れるために、今こそ少人数学級に踏み出すよう強く求める。

